

公取協相談窓口からのお知らせ

「みせかけの格安リース料金」にご用心！！

— 頭金、ボーナス時の支払い、消費税も別途必要になります —

最近、軽自動車等の個人リースの広告において、頭金や年2回のボーナス時の加算、リース契約満了時の条件(車両の返却による残存価額の精算など)について、一切表示せず、または、明瞭に表示せずに、消費税抜きのリース料金(例えば「月々1万円」など)のみを大きく強調して表示するなど、あたかも表示した月々のリース料金のみでリースすることができるかのように消費者を誤認させるおそれのある表示が見受けられます。

消費者の皆さんは、広告内容、特に月々の「格安リース料金」だけにとらわれるのではなく、商談の際には、リース料金の支払総額、現金や割賦(ローン)の『購入』との違い等を良く理解した上で契約するようにして下さい。

<問題となる広告例>

『新車●●リースプラン』は、契約期間が7年間で、月々の支払いの他に、年2回の支払い(ボーナス時の加算)やリース終了時の条件(車両返却時の残価の精算等)があるプラン

コートリX 新車●●リースプラン登場！！

月々
定額 **1** 万円で乗れる！
(税別)



この広告では、次のような点が表示されていません！！

あたかも月々1万円の支払いのみで新車がリースできるかのように表示していますが、実際には、

- ① 月々の支払額には消費税が含まれていないため、別途消費税が必要
- ② 月々の支払の他に、頭金や年2回のボーナス時の支払いが必要
- ③ リース契約(支払)期間
- ④ 契約期間満了時に車両を返却する際、クルマの状態により、追加支払いが発生する場合がある



消費者の皆さんへのアドバイス

1. リースとは？

一般的に個人リースは、車両代金のうちリース期間満了時に想定される価値（設定残存価額）をあらかじめ差し引き、残りの部分をリース料として毎月定額（プランにより頭金や年2回のボーナス時加算あり）を支払うことでクルマを使用できるものを指します。レンタカーとは異なり、車検証上の使用者名義は本人となり、契約期間中はクルマを占有して使用することができます。

ただし、現金や割賦（ローン）で購入するケースとは異なり、所有権は、使用者ではなくリース会社にあります。

2. リースの特徴（メリット・デメリット）とは？

個人リースの場合、自分の乗りたいクルマを選択し、自由にオプションを付けることができますし、リース料には税金（自動車取得税、自動車重量税、自動車税・軽自動車税）や自賠責保険、金利手数料等が含まれますので、自分好みのクルマに月々一定の支払い（契約によっては、頭金やボーナス時の支払が発生します。）で乗ることができます。また、契約によっては、リース料に定期的なメンテナンス費用や自動車保険（任意保険）料を含めることもできます。

一方、個人リースは、次のような点に注意が必要となります。

- ・ 契約期間満了後も自分の所有物にはなりません。
- ・ 原則として途中での解約はできません。
- ・ 契約内容によっては車両状態等により追加での支払いが発生する可能性があります。



一口に個人リースと言っても、いろいろなプランがありますし、使用する目的や期間、走行距離等により、現金や割賦（ローン）での『購入』が合っているのか、『リース』が合っているのかを比較し、ご自分に合ったプランを選択することが何よりも大切です。

また、お店選びの際は、リースのメリットだけを強調する広告を掲載したり、説明したりするお店ではなく、デメリットや注意点もきちんと表示し、説明しているお店を選ぶようにしましょう。

なお、個人向け自動車リースの仕組みや契約等の注意点につきましては、「一般社団法人日本自動車リース協会連合会」ホームページ『個人向け自動車リース』を参考にして下さい。

[一般社団法人日本自動車リース協会連合会](http://www.jala.or.jp/) <http://www.jala.or.jp/>